

ヒバクと健康 LETTER No.18

2019年 6 月 25 日

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト
<http://hibakutokenkou.net/>

超党派議員連盟「原発ゼロの会」が環境省へ 福島県内外の除染土壌処理に関する 説明・公聴会開催を求める 2頁～

2019年5月30日
超党派議員連盟「原発ゼロの会」

(共同代表) 衆議院議員近藤昭一
(事務局長) 衆議院議員阿部知子
(世話人) 衆議院議員笠井亮 衆議院議員逢坂誠二
衆議院議員初鹿明 衆議院議員山崎誠
参議院議員真山勇一 衆議院議員日吉雄太
衆議院議員柿沢未途 衆議院議員照屋寛徳
(顧問) 加藤修一・元参議院議員 服部良一・元衆議院議員

7月に LETTER 特別号を発行します

矢ヶ崎克馬琉球大名誉教授による書下ろし
「福島原発事故に猛威を振るう『知られざる核戦争』」を掲載

「ご寄付」や「LETTER」購読（年 5000 円）希望の方は同封の振替用紙をお使いください。

◆ 「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください。

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト 代表 田代真人

〒325-0302 栃木県那須町高久丙407-997

☎0287-76-3601 Eメール：masa03to@gmail.com

福島県内外の除染土壌処理に関する環境省による説明・公聴会開催を求める要請書

原発ゼロの会として環境省に対し、「福島県内外の除染土壌処理に関する環境省による説明・公聴会開催を求める要請書」を手交しました。環境省政務三役に代わって環境再生・資源循環局次長の森山誠二氏が受け取り、意見聴取会で配布させていただいた皆様の意見概要を再度、局次長にもお渡ししました。

日時:2019年5月30日(木)10時半～11時半

場所:衆議院第1議員会館(地下1階)第5会議室

出席議員:近藤昭一、阿部知子、初鹿明博、真山勇一、日吉雄太

手交に続き、5月13日意見聴取会の最後に原発ゼロの会事務局長(阿部知子)が求めた以下5点について各担当者から回答があり質疑を行いました。(別項)

- ①100ベクレル/kgと8000ベクレル/kg二重基準について
- ②集中管理原則に反する放射性物質拡散について
- ③再利用除染土壌の流出事故が起きた場合の対応
- ④森林汚染をどうするのか
- ⑤ガラスバッチによる線量の過小評価の指摘について

福島県内外の除染土壌処理に関する環境省による説明・公聴会開催を求める要請書



2019年5月30日
超党派議員連盟「原発ゼロの会」
(共同代表)衆議院議員近藤昭一
(事務局長)衆議院議員阿部知子
(世話人) 衆議院議員笠井亮
衆議院議員逢坂誠二
衆議院議員初鹿明博
衆議院議員山崎誠
参議院議員真山勇一
衆議院議員日吉雄太
衆議院議員柿沢未途
衆議院議員照屋寛徳
(顧問)加藤修一・元参議院議員
服部良一・元衆議院議員

原発ゼロの会は、東京電力福島第一原発事故後に成立した放射性物質汚染対処特措法による除染基準に基づいて除去された放射能汚染土壌の処理に関して、去る5月13日に衆議院第1議員会館大会議室で、「除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会」を開催、応募された11名の方からの意見表明を受けました。

環境省は、福島県内の土壌は全国の公共事業で再利用し、県外(岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉)では自治体が最終処分を行うとしています。現在までに、福島県内では南相馬市、飯館村、福島県外では栃木県那須町と茨城県東海村で実証事業が行われているのみで、国民に対する説明は十分に行われていません。当該自治体と限定的な周辺住民への説明のみで進めていますが、福島県二本松市で周辺住民の強い反対で事実上、中止となっています。

除染土壌問題は、福島第一原発における汚染水処理問題と同様に原則として汚染者東電の責任であり、同時

に長期にわたる国民的な課題です。福島など汚染地域の問題と片付けることなく、この政策の是非を含めて、広く説明および公聴会を行うべきであるとした声があがっています。これまで環境省ではそうした努力がなされてこなかったと思います。

聴取会からは、この政策を強引に進めても、禍根を残すか、地域住民に更なる負担を強いるのみならず、除染土壌が生活空間や帰還先に放置されている状態の解消には寄与しない可能性が高いことがみえてきました。

放射性物質汚染対処特措法は、未曾有の原発事故を受け、2011年8月、緊急対応時に議員立法で成立させたもので、2014年11月には改正・中間貯蔵・環境安全事業株式会社法で、30年以内に汚染土壌の最終処分を福島県外で行うと法定しました。原発ゼロの会は、現状に鑑み、これらの検証を与野党政府に対して呼びかけていく必要性を確認しております。同時に、以下の事項を環境省に要請します。

1. 原発事故の結果として抱えている福島県内の1400万m³(最大想定2200万m³)と福島県外の33万m³の放射能汚染土壌の現状と課題を国民にわかりやすく伝えること。
2. そのために、福島県内外で説明・公聴会を開き、この政策の是非を含めた国民の意見も聴取し、説明責任を果たすために、双方向で意見を交換しながら、解決策を見出すこと。

以上

◆【別項】手交に続き、5月13日意見聴取会の最後に原発ゼロの会事務局長(阿部知子)が求めた以下5点について各担当者から回答があり質疑を行いました。以下は事務局まとめによる概要です。

①100ベクレル/kgと8000ベクレル/kg二重基準について

A: 100ベクレル/kgは事故以前の放射性物質に関する規制から除外される基準、8000ベクレル/kgは特措法で利用先を限定、主体が明らかで、適切な管理方法で遮蔽、記録を残す。前提が違う。年0.01ミリシーベルトとみなすので安全。

Q: 適切な管理方法は濃度で異なるか。

A: 濃度による。覆土し、モニタリングし効果を見る。

Q: 公共事業に限定か

A: 公共の関与。限定していない。

Q: 公共事業に限定せず公共の関与か?

A: 可能となりえる。

Q: 100ベクレル/kgもパーフェクトな基準ではないとされる。公共の管理の意味は?

A: 長い年月を要する、民間だと管理が及ばない。どう管理していくのか、都道府県など役割を分担する。

②集中管理原則に反する放射性物質拡散について

指摘: 自然災害を含め、実証事業を称して取りまとめて集中管理したものを再利用すれば新たな汚染源になりえる。

A: モニタリングをして影響を把握したい。たとえ流出したとしても追加被ばく線量は影響がないレベル。

Q: 追加被ばくをさせられるいわれはない。8000ベクレル/kgは完全管理の前提だがあり得ない。追加被ばく線量は影響ないと言うのは問題。

再生利用が県外の最終処理を可能にするわけでもない。

③再利用除染土壌の流出事故が起きた場合の対応

A: 2016年に基本的考え方を示したが集中管理に反しては考えていない。

Q: 再利用は拡散である。「拡散の上、再利用する」と書くなら分かるが、「安全な再利用」という名で拡散させているのではないか。

A:セシウム134、137は土に固着し、水で移行することはない。水が入っても管理できる。分散はない。

Q:再利用は集中管理ではない。水は拡散要因となる。

Q:県外に持っていきけるか。安全管理して減らして持っていきって再利用の実証事業は県内のみ。空手形で負担させるつもりか。福島県で意見交換会を開き、県外理解を得るといふなら国民にも知らせねば。県内も県外も誰も知らない。知らせても私は反対だが。

④森林汚染をどうするのか

A:除染している。住民に近い森林で。広域的に(汚染)土壌が出るので自治体と連携して里山再生する。

Q:放射能の影響について県民に説明をしているのか。

A:モニタリングを県がやっている。

Q:環境省こそ地域で説明すべき。

⑤ガラスバッチによる線量の過小評価の指摘について

A:所管外であるため十分な答えではないかもしれない。正面からとらえるものだと指摘は承知。内閣府の支援チームが所管。

Q:個人線量で管理するという考え方が検討されているが復興庁に申し入れていきたい。

各議員からまとめ意見

Q:機会をとらえて異なる意見を受け止めて行かないと禍根を残す。

Q:集中管理すべき拡散する。管理すれば大丈夫と言いながら再利用で拡散する。

Q:南相馬の高速道路で1メートルの深さで崩れている。再利用以外の減量化も考えるべき。

Q:4万人避難生活は不安もぬぐい切れぬから。再度の被ばくはあってはならない。

<「除染土壌の再利用および最終処分をめぐる意見聴取会」(5月13日)で聴取した主な意見>

【二重基準】

◎同じ原発事故で生じた除染土壌なのに、福島県内外で違う仕組みで扱っている。

◎福島県内は再利用で環境省が主体、福島県外は埋立処分で各市町村が主体で一貫性がない。

◎原子炉等規制法は100ベクレル/Kg、事故後の土壌再利用は8000ベクレル/Kg以下。

8000Bq/kg以下なら可能であるとした再利用には反対。

◎事故前の低レベル放射性廃棄物を処分する方法と事故後の簡素な埋立処分は二重基準。

◎県外除染土壌の最終処分は、放射能濃度の上限を設けず、雨水流入防止や地下水汚染対策などは不要としている。これは、管理型処分場で処分する8000Bq/kg以下の廃棄物よりもいい加減。

◎二重基準は、市民がその妥当性を十分に理解・吟味できないまま、分断を引き起こす。

◎二重基準の解消は政治の責任でもある。

【集中管理】

◎放射性物質は集中管理が原則。

◎道路、防潮堤、土地造成に除染土壌を使えば、放射性物質を拡散することになる。

◎豪雨や河川の氾濫、地震などの自然災害が多発・激甚化しているが、構造物がこわれれば、除染土壌が拡散する恐れがある。

◎放射能汚染物・土壌は、原則的には汚染物発生者である東京電力福島第1第2原発構内に集中保管すべきである。

◎30年後に県外へ搬出という実現不可能な約束は福島県の人々に謝罪して反故にすべき。

◎当初予定通り、最終処分場の建設と合わせ30年後には他県への搬出をさせるため、全ての除染物を「中間貯蔵施設」に搬入する事を強く望む。

◎30年以内に福島県外で最終処分を完了すると定められたが、30年で見つかるとは思えない。東京電力は「うまくすれば40年でデブリを取り出せる」というがあり得ない。中間貯蔵施設の役割を見直し、福島第1原発、第2原発、その他東電所有地を最終処分場とし、除去土壌、廃炉問題、汚染水問題を合わせて、100年、200年先を見込んだ総合的なビジョンが必要。

【管理期間】

◎実証事業終了後の管理期間、管理体制、モニタリング体制が不明確である。

◎仮に 5000Bq/kg の除染土壌を再生利用すると 100Bq/kg に減衰するまでに 170 年かかるが、土木構造物の耐用年数は 70 年とのデータが検討過程で示された。

◎100 年以上に及び管理責任の取れない盛土への再利用は、風評被害にもつながる。

◎県外の除染土の埋立処分については、管理年限が何年か示されていない。

【実証事業】

◎環境省は南相馬市小高地区、二本松市原セオ木地区、飯舘村長泥地区、栃木県那須町で実証事業を進めているが、説明会はミニマムな範囲。除染土壌全体の問題を国民参加の上でしっかりと議論すべき。

◎使われる除染土壌に関して、放射能濃度が袋ごとに測定されていない。

◎実証事業の期間が短い。長期にわたる放射性物質の挙動を把握するには不十分である。実証事業終了後の管理期間、管理体制、モニタリング体制が不明確である。

◎実証事業は、終了後に除染土壌の除去を想定しないため、事実上、埋立処分だ。

◎除染土壌を利用して農地として造成し、長泥地区の復興を実現する。そのために重要なことの一つは、再生した農地から放射性セシウムが流失しないようにすることと、そこで農業や牧畜業を進める上での放射能に係る安全性の確保である。放射能や放射線の安全確保は、専門家として私が責任を持って取り組む。飯舘村の復興・再生は、村内に山積されている除染土壌等を速やかに処理することが出発点であり、村の復興を進める上での喫緊の課題である

◎飯舘村長泥地区で実施されている除染土壌再利用事業に反対。

◎帰還困難区域に長泥地区が指定され、他の地区は除染され長泥地区のみが除染されなかった。住民が希望する宅地除染を条件に、農地への汚染土壌の再利用事業が国主導で実施されることは、民主国家の行うことではない。

◎水田を核の最終処分場にすべきではない。農民・農地への侮辱である。

◎農地の有機物を多く含む軟弱な表土を農地基盤材として再利用する前例のない農地造成で、長い間には土壌崩壊、流出の心配もある。

◎常磐自動車道（福島南相馬市原町区）が全面開通した 2015 年 3 月 1 日以降、たった 3 年の内に斜面が崩壊。目測 1m 以上の深さ。50 cm の覆土でも大きな問題が起り得る。

【除染、被ばく】

◎除染は市民の被ばくを低減するという目的のために実施されたはずであり、除染土壌を再生利用するとすれば、巨費を投じた除染事業の目的そのものが失われてしまう。

◎除染土壌の使用は、土地を利用する人々だけでなく、工事に従事する作業員に不要な被ばくを強いる。

◎森林汚染土壌に一切触れない放射性物質汚染対処特措法には大きな欠陥がある。その麓が避難解除されるなら、きめ細かい土地利用規制等の対策が必要である。

◎国立環境研究所の再生資材化実証実験説明パネルによると、熱処理後に出てくる濃縮物は数十億ベクレルになるとされているが配布資料に見当たらない。過酷な被ばく労働を伴う恐れのあるもっとも肝心な部分が欠落している。

◎中間貯蔵施設で再生利用から外された 10 万 Bq/kg 以下の焼却灰の処分のあり方が見過ごされている。

◎環境省は、作業従事者の被ばく量が年 1mSv 以下となると試算。しかし、あちらでもこちらでも 1mSv を上限とした被ばくをし、結果として年 1mSv を超える被ばくも十分考えられる。

◎ガラスバッジは全方位からの放射線を測定する機器ではない。

【意見聴取会】◎開催に感謝。◎引き続き県内外で議論の場を設けて頂きたい。

次ページから紹介するのは、これまでの記事内容の関連としてお読み頂きたいと思います。

5 月 25、26 日岐阜大学で日本科学史学会の年次総会が開かれました。主催者シンポジウムのひとつ、「放射線の被曝調査と防護規準策定をめぐる科学と倫理—その歴史と現在」（26 日、柿原泰代表）より、山田耕作京都大学名誉教授、黒川眞一高エネルギー加速器研究機構名誉教授の講演とコメントを、両氏の許しを得て、そのパワーポイントを掲載します。文字の大きさを確保するために、PPT は横組みで編集しました。読みにくいですがご容赦ください。（たしろ）。

なお、動画は、UPLAN【シンポジウム】「放射線の被曝調査と防護基準策定をめぐる科学と倫理—その歴史と現在」でご覧になれます。